乳幼児用いすの検査マニュアル

一般財団法人　製品安全協会
制定　1981年11月1日
改正　2014年6月5日

□ 目 的

本検査マニュアルは、2014年4月21日改正の「乳幼児用いすのＳＧ基準」の各項目の解釈及び試験方法の詳細を定めたものであり、本検査マニュアルに疑義が生じたときは、一般財団法人製品安全協会及び業務委託検査機関等との間で協議し、対応を決定する。

□ 安全性品質

１．外観、構造及び寸法

・基準１．(1)

①「仕上げは良好」とは、外観上の変形、表面損傷等がない状態をいう。
②「傷つけるおそれ」とは、突起、角部、尖頭部、ばり、破損等、使用中に身体各部に傷害を与えるおそれのある部分をいう。
③「身体が触れる部分」とは、組み立て又は折り畳みの際に保護者等の手指が触れる部分も含む。

・基準確認方法１．(1)

①「目視、触感等」には、操作による確認も含む。
② 乳幼児の手足の届く範囲内の金属製、木製、合成樹脂製等の硬い素材で作られた角部、縁は面取り又は丸みをもたせるなり、柔軟な材料で覆う等の加工が施されていること。

・基準確認方法１．(2)

製品の外部に露出するボルトのねじ山にあっては、ねじ山が露出しないよう、袋ナットや容易に外れないキャップ等を装備していること。

・基準１．(3)

①「組み立ては容易」とは、取扱説明書に明示されている組立方法に従って組み立てたとき、誤りがなく、かつ、容易に組み立てられることをいう。
②「使用上支障のある緩み、がた、変形等」には、著しい曲がり、ねじれ、傾き等を含む。

・基準確認方法１．(3)

本体を組立てた後、各組立部を両手にて2～3回縮めたり引っ張ったりしたとき、抜け、脱落、破損、曲がり等がないこと。

・基準１．(4)

①「手足の届く範囲」とは、乳幼児が正常な姿勢で座っている際に乳幼児の身体が触れる部位

とする。

バックルの凹側に生じるすき間については、正常な状態に凸側のバックルがはめ込まれることによって露出しないものの場合は、ここでいう手足の届く範囲には含めない。

②「深さ5㎜未満のすき間」は、図1をいう。また、図２のように5㎜以上13㎜未満のすき間であっても、一端の開いた溝は傷害を与えるおそれのあるすき間とはみなさない。

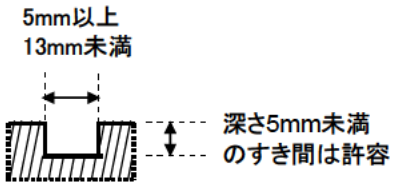

図 1

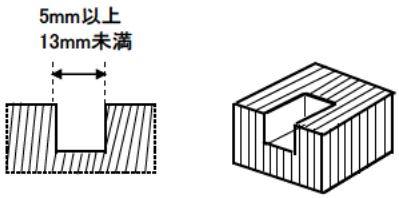

図 2

③ 片側が柔軟性のある材料で構成されているすき間は、傷害を与えるすき間とはみなさない。

・基準確認方法１．(4)

①内径5㎜以上のパイプの端部が露出しているものにあっては､内面の面取り加工が施してあっても、容易に外れない保護キャップ類を設けること。

②A2形で保護わくにもなっているテーブル付きの場合は、テーブルを取り付けた状態でのみすき間を確認すること。

③B形及びC形でテーブルあるいはトレーが着脱式のものは、テーブル等を装着した状態及び取り外した状態の両方の状態ですき間を確認すること。

・基準確認方法１．(5)

座面に荷重をかけない状態で測定し､規定の260㎜を超える場合でかつ座面に軟質材料等を施してあるものは、図3に示すように座面前縁中央部に幅50㎜、長さ50㎜、厚さ20㎜の木製あて板を置き、あて板の中央に質量5kgの重すいを載せ、ℓ の長さを再測定し確認すること。

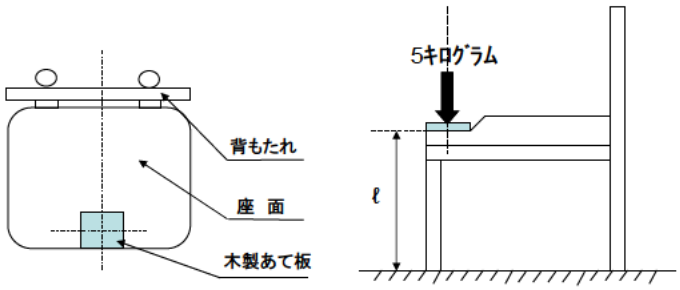

図3

・基準１．(6)

C形で適用開始月齢が12か月以上からの製品は、背もたれの高さ200㎜以上の対象とはしない。

・基準１．(8)

B形の身体保持用ベルトはいす本体に装着ではなく、添付でもよいものとする。

・基準確認方法１．(8)

ベルトの幅が一定でないものは、最も狭い部位の幅を測定する。また、カバー等でベルトが覆われている場合は、カバー部分の幅を測定してもよい。

・基準確認方法１．（９）

いすを開き、ロック機構のあるものはロックさせた状態（いすを使用する状態）から、折り畳む方向に100Nの力を1分間加え確認すること。

・基準１．(10)

ここでいう股フレームとは、乳幼児が座位姿勢をとったとき、両脚の間に入り、乳幼児の前方への移動（飛び出し）を防ぐための突起した部分をいう。（図４参照）

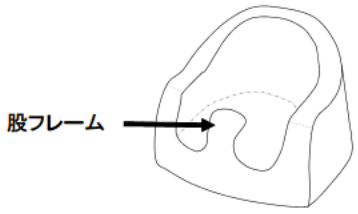

図４

・基準確認方法１．(10)

測定時、ℓ１は脚を載せる最も高い部位とし、ℓ２は座面中央部をいう。座面の中央が窪んでいる場合は、座面の中央に直径100㎜、厚さ5㎜のあて板を置き、あて板の垂直方向に50Nの力を加えた後、あて板表面とℓ１との高低差を確認すること。

・基準１．(11)

A２形の股ベルト両側の開口部は対象としない。理由は、この開口部に頭部や胴体部分が入った場合でも、股ベルトの座面（または保護わく）との接続部分等が容易に外せるため。

ただし、股ベルトが固定式、あるいは股ベルトとの接続部分等が容易に外せない構造の場合は対象とする。

・基準確認方法１．(11)

試験器具（体幹プローブ）図５を開口部に挿入する場合、開口部の座面側から外側方向にプローブの先端断面部を開口部に対し上下、左右ともおおよそ20～30度程度の角度から挿入し確認することとし、30度以上の急角度及び開口部の外側からの挿入確認は不要とする。

＊試験器具の形状及び寸法

図５

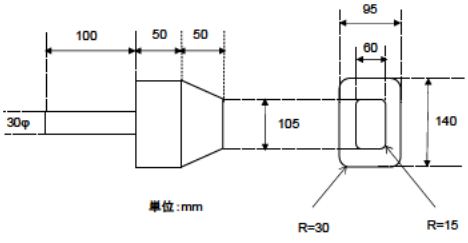

＊試験器具の３D写真

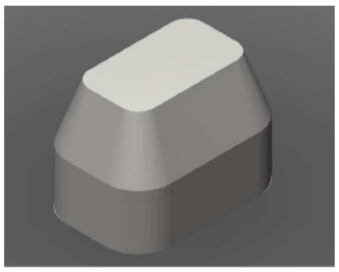

体幹プローブ本体

体幹プローブハンドル

２．安定性

・基準確認方法２．(1)

① 傾斜安定性試験に使用する試験板は図６の通りとし､試験板には滑り止めとして高さ12㎜以下の桟木を取り付けて行うものとする。

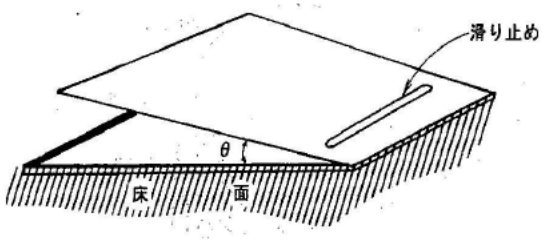

図　６　安定性試験用板

② 試験に使用する重すい(鋼製シリンダー)の質量は15±0.5kgとし、直径及び高さは図７の通りとする。試験はシリンダーを縦方向にして座面中央部に載せて行うが、試験時シリンダーが倒れる場合はベルト等でいすに固定する等、倒れ防止を施してから行うものとする。

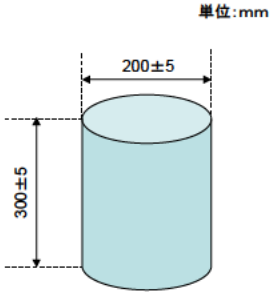

図７

３．強度

・基準確認方法３．(2)(b)

①いす本体の固定方法

図８に示す通り、いす前面の下部及び背もたれ外側を万力等で固定したあて板をあてがい固定する等、いす本体が浮き上がらないようにする。

②背もたれのあて板

使用するあて板は、直径100㎜、厚さ10㎜とする。

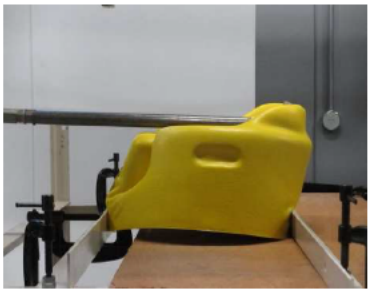

図８

③C形で適用月齢が12か月以上の場合は、背もたれの高さ200㎜以上あることの規定（外観、構造及び寸法の(6)）から除いているため、当該水平強度試験も除くものとする。
④着脱式とは、工具等を使用せずに着脱できるものをいう。

・基準３．(4)

①テーブル等が着脱式のものは、保護わくとはみなさない。
②着脱構造であって、“保護わくではない旨及び重いものを載せてはいけない旨”の注意表記がないものは着脱式とはみなさない。
③固定式か着脱式か判定できないものは、保護わくではない旨及び重いものを載せてはいけない旨の注意表記の有無により試験条件を決定する。すなわち、注意表記のないものは下方強度及び上方強度とも100Nで行い、注意表記のあるものはそれぞれ50Nで行うものとする。

・基準確認方法３．(7)

C形の大人用いすへの取り付けベルトの強度試験は、背もたれ用取り付けベルトと座面用取り付けベルトの材質、幅等が同じ場合は、どちらか1本の試験でよいものとする。

・基準確認方法３．(8)(a)

①図９に示す通り、いす前面の下部及びひじ掛け上側を万力等で固定したあて板をあてがい、いす本体が浮き上がらないようにする。
②試験中、股フレームが変形しても、除荷後復元するものは異状とはみなさないが、ベルトが股フレームより外れる場合は不適合とする。

図９

４．材料

・基準４．(2)

木材には、合板、ハードボード、パーチクルボードなどを含む。

・基準確認方法４．(2)

測定部位は任意の3箇所とし、全て15%以下であることを確認する。なお、表面が塗装されている木材の場合、表面の塗膜を削り確認する。

・基準４．(3)

「耐食性材料」とは、ステンレス鋼等の錆びにくい金属材料をいう。

・基準確認方法４．(3)

「防錆処理」とは、メッキ、塗装等の処理をいい、「防錆処理が適切である」とは、著しい錆び、メッキの浮き、はがれ、ふくれ等がないことをいう。なお、木ネジ等は除く。

・基準確認方法４．(4)

①第三者試験機関又は材料供給者が発行する試験成績書(申請日から3年以内に発行されたものに限る）によって確認する。

②通常使用時、乳幼児が触れる可能性がないと判断される座面裏側や背もたれ背面等の部位は対象外とする。

・基準確認方法４．(5)

①第三者試験機関又は材料供給者が発行する試験成績書(申請日から3年以内に発行されたものに限る）によって確認する。

②通常使用時、乳幼児が触れる可能性がないと判断される座面裏側や背もたれ背面等の部位は対象外とする。

５．付属品

付属品には、着脱式のトレー、身体保持用ベルト、カートンボックス、ビニール袋、梱包材を含むものとする。

□ 表示及び取扱説明書

1. 表示

・基準１．

「容易に消えない方法」とは、手又は布でこすったとき、消滅又は剥離しないことをいう。

・基準確認方法１．

シグナルワードの文字大きさは、文字の高低高さ（この場合、「幼」及び「児」の文字の高さ測定を基本とする）が4.9㎜以上であることを確認する。

・基準１．(3)

使用年齢範囲に最大体重を記載する場合は、「平成22年乳幼児身体発育調査報告書」（厚生労働省発表資料）を基に、男児の90パーセンタイルを使用する。

２．取扱説明書

・基準２．(6)

使用年齢範囲に最大体重を記載する場合は、「平成22年乳幼児身体発育調査報告書」（厚生労働省発表資料）を基に、男児の90パーセンタイルを使用する。

・基準２．(9)

「付属されているものの取扱注意」にあっては、ビニール袋などに直接取扱注意が記載されているものの場合、取扱説明書には同様の取扱注意を記載しなくてもよいものとする。

以上